２障福第１６０７号

令和２年５月４日

　各障害福祉サービス事業所等設置者　様

愛知県福祉局福祉部障害福祉課長

（　公　印　省　略　）

新型コロナウイルス感染症対策愛知県緊急事態宣言に基づく

障害福祉サービス等事業所の対応について（依頼）

　本日、新型コロナウイルス感染症対策愛知県緊急事態宣言に基づく措置の実施期間が延長されました。

　本県における障害福祉サービス等事業所の対応については、引き続き当該措置の期間中における事業の継続を要請します。

　事業の継続にあたっては、厚生労働省からの令和２年４月７日付け事務連絡「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」を参考に下記事項に留意のうえ、適切な対応をお願いします。

記

* 感染防止対策を行った上で、原則として、障害福祉サービス等の事業を継続すること。
* 利用者の状況や家族の状況を踏まえ、感染拡大防止のための対応を検討したうえで、利用者に対する支援を提供すること。
* 地域で感染が著しく拡大している場合で、事業所での通所サービスの提供を縮小して実施することも困難なときは、休業を検討していただく必要が　あるが、特に支援が必要な利用者に対しては代替サービスの確保についても　併せて検討すること。

担当　事業所指定・指導グループ

電話　０５２－９５４－６３１７

ＦＡＸ　０５２－９５４－６９２０

電子メール　[shogai@pref.aichi.lg.jp](mailto:shogai@pref.aichi.lg.jp)